

「歯科技工物の直接請求制度」は「楽園」なのか

歯科技工士の間では、「歯科技工の直接請求」（以下「直接請求」は「歯科技工物の直接請求」と同義とする）と「歯科技工料金の公定価格化」（以下、「公定価格化」は、「歯科技工料金の公定価格化」と同義とする）の要望が強いと聞く。

これは、現在の歯科技工物の技工料金があまりに低く、深夜まで長時間働くことで、何とか収入を確保できているという不満があるためであり、その原因は、歯科医師が技工差額を自分の利益としているからだと考え、本来その差益は歯科技工士が受けるべきであると主張しているものが多いようである。直接請求と公定価格化を行うことでこの状況から向けだすことができるのではないかという期待から出ているのだろう。（正論を吐けば、その差益は、歯科技工士が受け取るべきものでもなく、国民に還元すべきものであろうが、ここでは深くは追求しない。）

直接請求と公定価格化は、果たして「楽園」なのであろうか。検討すべき事項であることには違いないが、慎重に検討しないと、かえってどん底に陥ってしまうことになりかねない。十分な研究が必要である。

【直接請求と公定価格化】

現在、診療報酬は保険医療機関と保険薬局に対して支払われることが法律で決められている。

健康保険法

（療養の給付に関する費用）

第76条 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

歯科技工の直接請求とは、療養の給付に関する費用の一部、この場合は歯科技工物の製作費用を直接歯科技工士側に支払うことを言うのだと思う。これを行うには、上の法律の改定が大前提となる。

直接請求と公定価格化は別のものである。単に直接請求をとるのであれば、支払われる報酬は公定価格ではなく、歯科技工所ごとに個々で異なる市場価格であっても良い。ただ、上の法律に歯科技工所を加えた場合には、第76条に次のような規定があるため、自動的に公定価格化がなされることになる。

健康保険法

第76条

（療養の給付に関する費用）

2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。

公定価格ではなく、今の市場価格を患者に直接請求することも考えられる。償還払い制度というものがある。これは、一旦、各医療機関の窓口で料金を支払い、その後、申請をしてその料金をもらうとい

う制度である。ただ、患者が直接、歯科技工所には赴かないことを考えると、課題もある。

義足などを製作する場合には（義足の価格は公定価格ではない）、この償還払い制度が使われるが、歯科技工物の製作量は義足などと比較して膨大であり、事務作業を考えると難しい部分もある。

また、この場合、歯科技工所の選択は歯科医院が行うのか、患者が行うのかも、問題となる。患者は、なかなか歯科技工物の正しい評価はできないだろうから、歯科医院にお任せというケースが多くなることが予想される。また、歯科医院と歯科技工所の日ごろのコミュニケーションは重要であり、患者が選択したからといっても、歯科医院が全く知らない歯科技工所と連携を取りながら歯科技工物を作成するときには障害が起こるかもしれない。

この償還支払い制度については、改めて検証していくつもりである。

【報酬の支払い先】

直接請求及び公定価格化は、上の法律に保険歯科技工所を加えることになるが、注意しなければならないのは、その報酬は、個々の歯科技工士に対して支払われるのではなく、歯科技工所に対して支払われるということだ。（歯科技工所に対してではなく、歯科技工士に対して支払われるようにすることは、当然内科、歯科、薬科も同様になること意味するから、及ぼす影響が大きすぎ、実現の可能性はゼロに近いだろう。）

歯科技工士の業務（勤務）形態として、歯科医院勤務技工士、歯科技工所勤務技工士、歯科技工所開設技工士と、大きく3つに分けられる。一人で設立している個人歯科技工所の経営者は、報酬が直接歯科技工士に届くことになるが、他の場合はそうではない。勤務先である保険医療機関や保険歯科技工所を介して、報酬が給与というものに、形を変えて支払われることになる。すなわち、直接請求が実現したとしても、その制度に関係するのはすべての歯科技工士というわけにはいかない。

さらに、技工物の製作を別の歯科技工所に委託した場合はどうなるかという問題もある。（現在、いわゆる下請け歯科技工所もかなりの数があるとされている。歯科医師が技工指示書に書いていない、歯科医師が知らない歯科技工所が技工物を作ることは本来違法である。ここでは書かないが、この下請け歯科技工所の存在、言い方を変えれば、中間業者の存在も歯科技工問題を語る上では取り上げなければならない。）

歯科技工士法

第18条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行ってはならない。ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基づいて行う場合は、この限りでない。

【診療部分と技工部分の分離】

現在、修復・補綴に関わる診療報酬は、診療部分と技工部分は一体的に評価されている。直接請求を行うことは、それらを分離することにもなる。現在の診療報酬がコストには基づかないものになっていることを考えた場合、分離も容易でないように思われる。そのときには、診療報酬体系の抜本的な見直しも必要となろう。（国民皆保険が始まって以来の大改革となる。）

今、政府は次のような見解を示している。

歯科技工士の労働条件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年五月二十一日

大久保 勉

参議院議長 扇 千 景 殿

三 歯科技工士の労働条件が改善されない背景に、健康保険の歯科技工料について、歯科技工士自らが保険請求を行えないことがあると指摘されている。直接請求を認めるべきとする考えも有力であるが、これに対する政府の見解を示されたい。

三について

保険診療においては、補てつ物等の製作管理及び製作技工は相互に密接する一連の行為であるため、これを一体的に評価し、歯科診療を行う保険医療機関が診療報酬を請求するものとするのが適切であるとする。

今、中医協では、「技術」と「モノ」の評価の分離（外科手術料など）や、ドクターフィーの導入が議論されているようである。2010年06月02日に改開催された第173回中央社会保険医療協議会総会議事録では、歯科の委員が次のように発言している。

前回のときに2号側から委員全員で出した中で、物と技術の評価ということが大きなポイントになっていると思いますが、その節にも若干触れましたけれども、補綴物という言葉でお話しましたが、ここの場で言えば、別の言葉で言えば、それは技工物ということも言えます。

歯科においては技工物、そして補綴物というものの占める割合が非常に大きいです。そういう意味で物の評価を的確にするにはその技工物の評価をどう適切にするかというのが重要なのですが、今回のこの調査の中には調査の目的からして、そうしたものが含まれていませんので、技工物については、次の平成24年度改定に向けては、どうしてもその的確な調査に基づく評価の検討が必要だと思っておりますので、医療課のほうで、この中医協の特別調査とは別に、歯科補綴関連技術の評価の調査といたしますが、この歯科技工にかかわる調査をぜひしていただければと考えております

医療側からは、「技術」と「モノ」を分離して評価してほしいという願いが強い。これは、逆に言えば、現時は、それらを区別して診療報酬が設定されていないということでもある。歯科技工も、この流れに乗り遅れないようにしなければならない。

【直接請求と公定価格化のメリット・デメリット】

歯科技工士が、保険歯科技工士となり、直接請求を行うことに対してはメリット・デメリットが指摘されている。主な点として、次のようなことが可能性として考えられる。

- ・ 歯科医院と価格交渉することはなくなる。不当な値下げ圧力から開放される。
- ・ これまでのような価格競争はなくなる代わりに、品質競争となる。
- ・ これからも歯科技工物を必要とする歯科治療が減少していくとして（その可能性は高い）、技工料金が市場価格であるなら、需要と供給の関係で、技工料金が自然に低下していく可能性があるが、コストに基づく公定価格なら、需要と供給には直接は関係しないので、報酬が減少することにはならない

可能性がある。

- ・これまで高品質、高価格で歯科技工物を作成していた歯科技工所にとっては、メリットはない。
- ・請求先はこれまでの歯科医院から患者と保険者に変わり、保険請求事務が必要となり、時間的・経済的コストがかかる（請求のためのコンピュータの導入は必須となろう）。
- ・患者とは対面しないので一部負担金をどこに支払えばよいか問題になる。
- ・保険請求における指導・監査を受ける。
- ・施設基準がより厳格になる。
- ・患者に装着された歯科技工物の品質の責任がどちらにあるのか明確化が求められる。
- ・公定価格が今の実勢歯科技工料金よりも高くなるという保証はない。
（今よりも高くなるどころ、低くなるどころが出てくる）
- ・再製料金は認められないだろう。
- ・カルテ並みの技工録が必要となる。
- ・保健所の立ち入り検査がある。
- ・技工料金が公定化されるということは、個々の歯科技工所が価格の交渉権を失うということであり、技工物の点数を決める過程が密室の中で行われたとしたら、歯科技工士の望まない方へと進んでしまう危険性もある。

しかし、この制度が導入された場合、一番大きな変化は、報酬が歯科技工所に支払われることよりも、歯科医院と技工所間の金銭の取引をなくなることであり、歯科医院と技工所間の金銭の行き来が無くなれば、今確実に存在する感情的な対立はなくなり、なくなって初めてチームを組めるのではないかという期待がある。

こう見ると、実際に技工料金が今の実勢価格よりもUPしなければ、デメリットが多くて、直接請求を行う魅力は少ないことがわかる。つまり、直接請求を導入するには、公定価格が今の実勢価格よりも高くなるのが必須になるであろう。そうでなければ、少なくとも歯科技工士にとっては、意味がないだろう。

公定価格化されると、今の実勢歯科技工料金よりも価格が高くなると歯科技工士側は期待するであろうが、それが実現されるかどうかは予想が難しい。実勢価格が公定価格とされる可能性もある。

歯科技工物の装着に関わる歯科医院側の技術評価をどうするかによるが、患者負担を変えないとすれば、公定価格を実勢価格よりも高いものをする場合には、歯科医院の収入は今よりも下がることになる。歯科医院の収入は変えずに、公定価格を実勢技工料金よりも高くすることは、患者負担が増えることになる。

前者の場合は、政治的にそれが難しいかもしれないが、世論の理解が得られるなら可能かもしれない。後者の場合には、それこそ国民の同意が必要となる。そして、歯科技工物の質が、これまでと変わらないのなら、国民の同意は得にくいだろう。この場合には、国民の目を見て、質の向上が見える形での何らかの保証システムが必要となるであろう。

（ここでみんなの歯科ネットワークが提唱する「みんながわかる技工指示書」が大いに役に立つと思われるが、いかがだろうか。）

直接請求・公定化で歯科技工物の質の向上が図れ、また、もし、技工料金がUPすることができ、今の過酷な労働環境から開放されるなら、国民にとっても、歯科技工士にとっても悪いことではない。

ただ、技工料金UPにより、一つ懸念されることもある。それは、非就業歯科技工士の存在である。今、過酷な労働環境に疲れ、現場から離れる免許を取得した歯科技工士が大勢いるのだ。制度改革で、歯科技工士の労働環境がよくなったとなれば、雪崩のように、歯科技工業界に舞い戻ってくる可能性がある。そうなってしまえば、何のための改革であったのかわからなくなってしまう。

そうならないような、規制、つまり開業規制、施設基準の厳格化、認可と研修制度の義務化なども必要になってくるかもしれない。

いろいろな要素が複雑に絡み合って、解決の糸を解すのは難しい。

【直接請求と公定価格化は歯科技工士にとって果たして「楽園」なのか】

歯科技工士のブログ、ホームページを巡回してみると、直接請求、公定価格化の要望がものすごく強いのがわかる。中には、直接請求、公定価格化は、自分たちが目指す「楽園」であるかのように書いているものさえある。

しかし、どうなのであろう。その「楽園」に住む歯科医師のブログ、ホームページを覗いてみると、今度は、その診療報酬体系、公定価格に対する不満が渦巻いているのである。果たして、「直接請求・公定価格化」は目指すべき「楽園」なのであろうか。

こう考えると、技工問題の解決の最終目標が直接請求、公定価格化にあるのではないことがわかる。この直接請求、公定価格化の真の目的は、途中で書いたように、「歯科医院と技工所間の金銭の取引をなくす事で、歯科医院と技工所間の金銭の行き来が無くなれば、感情的な対立はなくなり、なくなって初めてチームを組める」ことにあるのかもしれない。もちろん、歯科技工物の質の向上も求められる。

そうであるなら、解決策として、別の方法も考えることができるのではなかろうか。

【技工料金が上がっていくためには】

今の歯科技工士の労働環境は改善されるべきです。こういう環境が続くと、間違いなく歯科技工物の質の低下に繋がるでしょう。そのためには何をすればよいのでしょうか。歯科技工士の労働環境改善は、歯科技工物の需給に一つの鍵があるのではないのでしょうか。

歯科技工士は過剰なのでしょう。不足しているのでしょうか。正しい認識はどちらなのでしょう。ここの認識が変わると、当然対策も変わりますから、重要です。議論のスタートになる認識が大事です。

「不足」しているという考え方は危険なところがあると思います。

歯科技工士は、寝る時間を削って働かないといけないくらい働いている。

それは、歯科技工士は不足しているからだ。

じゃ、歯科技工士養成数を増やそう。

しかし、現実には、供給（量）能力が上昇し、一方で、需要量は減少している。

需給の関係で、ますます技工料金の低価格化に繋がる。

結局、薄利多売、長時間労働から抜け出せない。

つまり、歯科技工士は「不足」している、からスタートすると、解決には繋がりません。

逆に歯科技工士は「過剰」であると捕らえると、

歯科技工士過剰が過当競争を生み、技工料金低価格化の原因となっている。

じゃ、養成数を減らし、供給量を減らそう。

供給（量）能力が低下し、需要量減少にも対応していける。

需給の関係が改善し技工料金は上昇する。

「過剰」からスタートしたほうが良いと考えています。

入学者が減ったら困る歯科技工士養成機関、次から次へと新卒歯科技工士を採用しなければならない大手ラボ、こういったところが、歯科技工士は、「過剰」であると言って、自分の首を絞めることはありません。「過剰」であるといっているのは、私が知る限りは日技だけです。勤務歯科技工士も一人ラボ経営者も「過剰」を訴えるべきだと思います。（ただし、歯科技工士過剰キャンペーンは、歯科医師の場合と同じように、資質の低下に繋がる可能性もありますから、その展開には慎重さも求められますが。）

歯科医師過剰は、歯科医師の間では共通認識となり、課題解決へ向けて動いています。歯科技工士過剰も、歯科技工士の間で共通認識とならないといけないと考えます。大多数は、勤務歯科技工士か一人ラボ経営者なのですから。

つまり、歯科技工士は過剰か不足か・・・この結論は、長時間労働を問題視するなら、「不足」低賃金を問題視するなら、「過剰」ということではないでしょうか。

また、技工料金が上がらない理由の一つに、ダンピングがあります。ダンピングについては、たとえば車であれば、価格を下げれば需要量は増えます。でも、歯科技工物の場合はそうではありません。技工物はストックもできません。つまり、価格を下げてても需要量は変わらないのです（逆に言えば、価格を上げてても需要量は変わらない。）。需要量が増えないのに、価格を下げて、受注を受けようとして、変わらない需要を取り合いして、競争相手に勝とうとますます価格を引き下げて受注を受けようとしてい

ます。自分で自分の首を絞めているところもあります。ここも正しい認識が必要です。

【技工料金を上げるための具体策】

ただ単に、技工料金が上がればよいというものでもありません。当然のことながら、それに伴い、質の向上もなければ、国民の同意が得られるはずはありません。そこで、質の向上も伴った技工料金が上がる制度を考慮しなければなりません。

以下、考えられる方法を列举してみます。

資格の価値の向上、歯科技工士の資質の向上のために

- 歯科技工士養成学校の定員の削減
- 歯科技工士養成学校の4年制大学への移行
- 歯科技工士国家試験の難易化

歯科技工所の資質の向上のために

- 施設基準の厳格化
- トレーサビリティを備えた技工録の整備
- 多機能歯科技工指示書
- 最低現場経験年数研修義務付け（歯科医院での研修制度もほしい）

新規参入者の制限

- 歯科技工所の開設基準の強化
- ライセンスの更新制度

歯科医院と技工所間の金銭の取引をなくすために

- 直接請求が考えられるが、先に書いたように障害も多々ある

歯科技工物の製作コストの正確な把握と適正な技工料金の提示のために

- 学会が中心となる調査による歯科技工物のコストの算出
- 診療報酬の診療部分と技工部分の分離

漠然と・・・

「歯科技工物品質保証登録システム」と「歯科技工物の最低価格保証制度」を組み合わせ、【歯科技工物品質保証システム】のようなものも考え中です・・・